

平成 25 年 9 月 20 日

公益社団法人日本薬剤師会会長 児玉孝先生

永井恒司

(公益社団法人日本薬剤学会名誉会長)

(公益財団法人永井記念薬学国際交流財団理事長)

「医師が処方し薬剤師が調剤する」真の分業の機能を認識し、所謂“分業バッシング”は誤解の基になるので、同類のバッシングには“分業”と言う用語を使わない働きかけのお願い

最近テレビ、新聞報道等の医薬分業バッシングが目立ち、貴会は去る 8 月 29 日その反証として薬剤師業務の「見える化」を推進することを発表されました。しかし、この所謂“分業バッシング”は真の分業(医師の調剤の撤廃)そのものが対象ではなく、分業に関連して派生する運用管理や診療報酬等の問題を対象とするバッシングであります。私は長年私なりに分業推進運動を続けて来ましたが、分業そのものを否定する意見が寄せられたことはなく、すべてそれを外した意見です。これらにより、“分業は悪”であるという風評を醸し出し、日本の薬学の低級さが国際的にさらけ出されている感があります。このことは、人類の英知の結晶である分業を基盤に発展した薬学を学ぶ者にとって堪えがたいことであります。同時にバッシングする側の方々は、人類の有志以来、反対されたことのない真の分業をバッシングするという無謀なことですから、見識を疑われかねません。重ねて“分業”という用語を軽々しく用いないようお願い致します。

表題のようなお願いをするからには、ここで、「医師の調剤」の撤廃した真の分業の要点に触れさせていただきます。

医師及び薬剤師は国民に奉仕するのに、それぞれ分離した専門職能をもって当たります。真の医薬分業は「人の命に関わる薬を一人の人物に任せるのは危険である」という人類の英知による知見から生まれ、1240 年に法制化された「医師が処方し薬剤師が調剤する」分業のことであります。その最も重要な機能は、薬剤師の“処方せんの鑑査”により薬害を防止

して患者を護ることあります。この機能が日本の社会では正確に認識されておらず、薬剤師の「薬剤調製・交付」の手作業のみに着目されている感があります。安全性が最優先であるという文化が発達した欧米では、“医師は調剤しない”という当たり前のことが当たり前に行われているのです。先進国 G7 の中で「医師の調剤」容認国は日本が唯一です。韓国は 2000 年に真の分業を達成し、医師の調剤は撤廃されております

日本では、明治維新により欧米型の医制が 1874 年に導入され、完全分業の制度が 15 年間存在しましたが、間もなく「医師は自分の患者に調剤できる」という提案が受け入れられて 1889 年に「医師の調剤」を認める現行の規定（医師法第 22 条・歯科医師法第 21 条・薬剤師法第 19 条の例外規定）の前規定（薬律付則 43 条）が生まれました。これは安全性の文化が欧米のそれに追いついていなかったからだと言えます。

蛇足ながら、2020 年のオリンピックで世界中の市民が日本を訪れ、この国が、「医師の調剤」を認める未成熟な先進国であることを知り驚くことは必至であります。特に来日薬剤師は驚くだけでなく、世界共通の薬剤師としてのステータスを喪失している日本に不満を抱くであります。欧米先進国では、「薬剤師は市民から頼りにされる職業 No.1」です（“Gallup 調査”）。これは薬剤師の人柄ばかりではなく、完全分業という社会の仕組みによって育てられた職業風の評価であることは間違いありません。

過去 124 年間続いた「医師の調剤」容認の不完全分業を解消するために 6 年制薬学教育制度が実施されて既にそれによる薬剤師も誕生しており、完全分業への移行を不可能とする要因は皆無となりました。医学・薬学関係者のみならず、社会の全てがこの国際的恥辱を払拭し完全分業実現の推進に協力されるようお願い致します。

貴会が上述の所謂“分業バッシング”に反証を主張できたとしても、不完全分業が存続する限り、次に続く新卒の疑似の分業バッシングが生まれることは避けられないと思います。そこで貴会は、韓国にならって完全分業の実現に努め、世界第一級の薬学・薬剤師の地位を確保する事業を進めて下さるようお願い致します。それに伴い、所謂“分業バッシング”は消滅して行くものと考えられます。

敬具

追伸：このコピーを関係各位に配信させていただきます。受信された方は知人、友人等に転送をお願いします。